

訪問看護 重要事項説明書

令和 6年 6月 現在

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団中央会 訪問看護ステーション ありまつ
所在地	石川県金沢市有松5丁目2-24
介護保険指定番号	1760190882
法人名	医療法人社団 中央会
代表者名	理事長 吉田 千尋
電話番号	076-255-7250

2. 職員体制

	資格	常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	看護師		1			
従事者	看護師	2				
従業者	理学療法士		4			

3. 事業所の目的と運営方針

・事業の目的

居宅に於いて、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、その有する能力に応じた可能な限り自立した生活を営むことが出来るよう、適切な訪問看護サービスを提供することを目的とします。

・運営の方針

- (1) 利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅に於いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、心身の機能の維持回復を目指し、その在宅療養生活を支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉の関係職種などと連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 質の良い訪問看護サービスを提供するため訪問看護従事職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

4. 事業の実施地域

事業の実施 地域	金沢市 ・野々市市・白山市
----------	---------------

※ 上記地区以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

※ 通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第73条第五号に規定する通常の事業の実施地域をいう）を越えて、訪問看護サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5. (1) 営業日・時間

営業日	月 ～ 土 : 8時30分～17時30分
休日	日曜日 ・ 年末年始 12/31～1/2

(2) サービス提供時間

営業日・営業時間帯に関わらず、24時間体制を取っておりますので、緊急時等は時間外でもご連絡下さい。但し時間外の場合には利用料金が異なります。

※ 時間帯、料金については「下記の料金表」あるいは「利用契約書別紙・2」の料金表をご参照下さい。

6. サービスの内容

自宅で療養されている方が安心して療養生活が送れますように、主治医の指示を受けて当訪問看護ステーションの看護師が定期的に訪問致します。指示に従い必要な清潔の援助や処置などと利用者、介護者の方に在宅医療の援助・指導を行います。

7. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適応がある場合は、原則として料金表の利用料の1割が利用者の負担額となります。但し20分未満の利用は、緊急時訪問看護加算を届け出た事業所で、当該利用者の訪問看護計画書に20分以上の訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定します。

① 料金表

(1回につきの料金 : 金沢市は1単位10.21円で()内の金額が目安の自己負担額となります)

所要時間	基本料金単位		夜間 : 18時～22時 早朝 : 6時～8時	深夜 : 22時～6時
20分(理学療法士、作業療法士の場合)	訪問看護	294単位(300円)		
	介護予防	284単位(290円)		
30分未満	訪問看護	471単位(481円)	25%加算	50%加算
	介護予防	451単位(461円)		
30分以上 60分未満	訪問看護	823単位(840円)	25%加算	50%加算
	介護予防	794単位(811円)		
60分以上 90分未満	訪問看護	1128単位(1152円)	25%加算	50%加算
	介護予防	1090単位(1113円)		
サービス提供体制加算1	6単位(6円)			

※ 夜間・早朝は基本料金の25%、深夜は所定単位数の50%の加算となっています。

※ 上表の料金設定と基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※ 准看護師については90/100で算定

項 目	基本料金	内 容
特別管理加算 (Ⅰ) (1月につき)	500単位 (約510円)	厚生労働大臣が定めるところの、特別な管理を要するご契約者に、計画的に管理を行うことに対し1回/月算定 (Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態にある場合
特別管理加算 (Ⅱ) (1月につき)	250単位 (約255円)	(Ⅱ) 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態にある場合
緊急時訪問看護加算 (1月につき)	574単位 (約586円)	ご契約者の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対し1回/月算定
ターミナルケア加算 (介護予防には適応せず)	2,500単位 (約2,553円)	死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行い主治医との連携の下、訪問看護のターミナルに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に説明し、同意を得てターミナルケアを行っていることで死亡月に算定

金沢市は () 内の金額が目安の自己負担額になります。

② 衛生材料（ガーゼ、綿棒、使い捨て手袋など）が必要な場合、自宅でご準備お願い致します。

(2) 介護保険給付対象 以外サービス

医療保険で訪問看護を提供した場合

① 利用料は各種社会保険に基づき利用者からお支払い頂きます。

② 訪問看護に要した交通費は次の金額となります

事業所よりの距離に応じておおむね片道5km以内200円・5km以上1kmにつき40円を加算します。

③ 衛生材料（ガーゼ、綿棒、使い捨て手袋など）が必要な場合自宅でご準備下さい。

(3) 料金のお支払方法

毎月10日過ぎに前月分の請求を致しますので、訪問看護師もしくは病院でお支払い下さい。尚銀行等からの引き落としも出来ますのでご相談下さい。お支払い後領収書を発行致します。

8. キャンセル料

原則キャンセル料はいただきませんが、利用者の都合によりサービスを中止する場合は、当日の午前8時00分～8時30分までの間にご連絡を入れてくださいますようお願い致します。事前の申し出なくキャンセルされた場合、当日の利用料を請求させていただく場合がありますのでご了承ください。但し、利用者の急な病変や緊急入院等特別な場合はこの限りではありません。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に、万が一事故が発生した場合は、市町村・家族・居宅介護支援事業者等に連絡をし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

10. 緊急時における対応

サービスの提供中に、病状の急変、及び緊急事態が発生した時、その状況により主治医・救急隊・親族・介護支援事業所等へ連絡し応急処置などの対応を致します。

11. 秘密保持

- (1) 事業者は利用者やそのご家族から得られた情報はみだりに口外いたしません。また業務上知りえた利用者そのご家族の秘密を守ることを義務と致します。契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は利用者からあらかじめ同意を得ない限り利用者の個人情報を用いません。

12. 苦情・相談 窓口

当事業所利用者様相談窓口	窓口責任者	医療法人社団中央会 訪問看護ステーション ありまつ 管理者 辻 ひろ子
ご利用時間		午前8時30分～午後5時30分（月～土）
ご利用方法		担当者に直接若しくはお電話でご相談ください
所在地		金沢市有松5丁目2-24 金沢有松病院別館
電 話		076-255-7250
FAX		076-242-9070

1 3. 虐待防止の為の措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止の為の指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 選任担当者の配置

虐待防止に関する担当者： 辻 ひろ子

当事業所は、訪問看護開始にあたり、利用者様に対して本書面に基ついて上記重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者
所在地 石川県金沢市有松5丁目2-24
法人名 医療法人社団 中央会,
事業所名 訪問看護ステーション ありまつ

説明者
氏名 印

私は、本書面に基ついて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者
住所
氏名 印

利用者のご家族 又は代理人
住所
氏名 印

行政機関の窓口

石川県健康福祉部長寿社会課

所在地 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電 話 0 7 6 - 2 2 5 - 1 4 1 7

金沢市健康福祉部介護保険課

所在地 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

電 話 0 7 6 - 2 2 0 - 2 2 6 4

野々市市健康福祉部介護長寿課

所在地 野々市市三納 1 丁目 1 番地

電 話 0 7 6 - 2 2 7 - 6 0 6 6